

薬第489号
令和2年9月1日

各位

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

岐阜県薬局機能情報提供制度実施要領の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和2年8月31日厚生労働省令第155号）の施行に伴い、「岐阜県薬局機能情報提供制度実施要領」を下記のとおり一部改正しましたので、御承知おきください。

記

1 改正の内容

様式第1号 第2 1 (3) ⑧欄

(旧) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

(新) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否

2 施行年月日

令和2年9月1日

担当所属	岐阜県健康福祉部 薬務水道課 薬事麻薬係		
係長	松尾	担当	奈良尾
電話番号	058-272-1111 内線 2574		
FAX	058-271-5731		
E-mail	c11224@pref.gifu.lg.jp		